

広島県告示第千八十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和二年十月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
 亀山南二丁目地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
 次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを平成十六年九月二日広島県告示第千二百二十九号亀山南二丁目地区（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地の区域。  
 ただし、標柱一号及び二号は告示で指定した土地に存する標柱十一号及び十号と同一とする。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
広島市安佐北区	亀山南二丁目			四〇八番四〇	標柱一号
				五一〇番一	標柱二号
				一四一〇番一	標柱三号